

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成 29 年 1 月 31 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金保険関係	1 件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600230 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1600033 号

第 1 結論

昭和 55 年 2 月及び同年 3 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年 2 月及び同年 3 月

私は、会社を退職し実家の自営業の手伝いをしながら国民年金保険料を納付していた。

国民年金保険料は自治会の区長が毎月自宅に集金に来ていたので、両親か私が納めていたにもかかわらず、請求期間に係る国民年金保険料の納付記録が確認できない。

調査の上、請求期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求期間は 2 か月と短期間であり、請求者の請求期間を除く国民年金加入期間については、国民年金保険料の未納期間は無く、請求者の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、請求者と同居していたとする請求者の母親は、請求期間の国民年金保険料を納付していたことが確認できるところ、請求者の母親は、「毎月自治会の区長が自宅に集金に来ており、たいてい私が私と娘の国民年金保険料を納めていたが、私がいないうちは娘が納めていたと思う。」と陳述している。

さらに、請求期間の前後を通して請求者の仕事や住所に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の請求期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1600211号
厚生局事案番号 : 九州(国)第1600032号

第1 結論

昭和51年3月及び同年4月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年3月及び同年4月

請求期間については、当時、大学生だったが、20歳になった際に母がA市B区役所において、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。

国民年金保険料の領収書は、以前はすべて保管していたが、その後、公的機関から5年前までの保管でよいと言われたので処分し、現在は保管していない。

調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間において、大学に在籍していたことが確認でき、制度上、平成3年3月31日以前は、大学に在籍する者は国民年金の被保険者の要件に該当しないとされており、請求者が、請求期間において、国民年金に任意に加入する場合、都道府県知事(窓口は市区町村役場又は社会保険事務所)に申し出て、その日に、国民年金被保険者資格を取得するとされていたところ、A市の国民年金被保険者名簿によれば、A市は昭和51年5月6日に請求者に係る国民年金の任意加入の申出を受けたことが確認できる。

また、請求期間当時、国民年金に初めて加入する際、加入者に国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるが、国民年金手帳記号番号払出簿及び前述の国民年金被保険者名簿によれば、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和51年5月6日に、国民年金の任意加入の申出を受けた際に払い出されたことが確認でき、当該払出より前に、請求者に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事跡は確認できない。

以上のことから、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、請求者の請求期間に係る国民年金保険料は納付することができなかったものと考えられる。

このほか、請求者が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1600216号
厚生局事案番号 : 九州(国)第1600034号

第1 結論

昭和61年3月から昭和62年6月までの請求期間、昭和63年1月から同年6月までの請求期間、昭和64年1月から平成元年7月までの請求期間及び平成2年2月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和61年3月から昭和62年6月まで
② 昭和63年1月から同年6月まで
③ 昭和64年1月から平成元年7月まで
④ 平成2年2月

請求期間①については、国民年金かどうかは、はっきりと記憶していないが、昭和61年3月31日に、A市の社会保険事務所(当時)で加入手続を行い、その日のうちに1か月分の国民年金保険料を納付した記憶がある。

請求期間②、③及び④については、当時、私は臨時社員として採用された時に半年ごとの勤務だったため、父が私の勤務していない請求期間の国民年金保険料を納付してくれると言ってくれたことを記憶している。

調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①については、B市の国民年金被保険者名簿によれば、請求者は、平成元年11月に、昭和61年3月31日に遡って国民年金被保険者の資格を取得したことが確認できる。

また、前述の国民年金被保険者名簿の備考欄に、「元年度適用対策事業による適用」と記録されていることから、平成元年11月当時、請求者は国民年金に未加入であったと考えられ、当該時点においては、請求期間①に係る国民年金保険料は、時効により納付することができない。

請求期間②、③及び④については、請求者は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、請求者が、請求者の国民年金保険料を納付したとする請求者の父親は、既に死亡しているため、国民年金保険料の納付をうかがわせる具体的な陳述を得ることができない。

このほか、請求者が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600223 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600079 号

第 1 結論

昭和 37 年 5 月 10 日から同年 6 月 1 日までの期間について、請求者の A 社 (現在は B 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 42 年 10 月 21 日から同年 11 月 1 日までの期間について、請求者の C 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 46 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、請求者の D 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月 10 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 42 年 10 月 21 日から同年 11 月 1 日まで
③ 昭和 46 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

請求期間①について、A 社の給与明細書をみると年金記録より 1 か月多い厚生年金保険料が控除されている。また、退職後に同社からもらった手紙に 8 月に退職しても 8 月分の厚生年金保険料を納める必要があると記載されていることから、昭和 38 年 8 月に退職したことは間違いないと思うので、昭和 37 年 6 月 1 日と記録されている厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が事実とは異なっていると思う。

請求期間②について、C 社の給料支払明細書をみると年金記録より 1 か月多い厚生年金保険料が控除されている。請求期間②の直前は、別の会社に勤務していたと記憶しているので、昭和 42 年 10 月 21 日と記録されている厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が事実とは異なっていると思う。

請求期間③について、D 社の給与明細書で年の記載はないが、8 月分を所持している。現在の厚生年金保険の記録では昭和 46 年 9 月から昭和 47 年 3 月までの記録となっているが、退職後すぐに次の会社に勤めたため、直前の昭和 46 年 8 月分の給与明細書だと思う。

請求期間①、②及び③について、年金額に反映するように記録を訂正して欲しい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者が所持する失業保険被保険者離職票によると、請求者の A 社における資格取得年月日は昭和 37 年 6 月 1 日、離職年月日は昭和 38 年 8 月 9 日であることが確認でき、請求者の厚生年金保険被保険者記録と符合する。

また、B 社は、請求者の勤務実態等について不明であると回答しており、請求者の請求期間①に係る勤務実態等について確認できない。

2 請求期間②について、昭和 40 年 2 月 1 日から昭和 42 年 10 月 20 日までの期間において、請求者の雇用保険被保険者記録が確認でき、請求者の厚生年金保険被保険者記録と符合する。

また、請求者の所持する給料支払明細書（42年10月分）には、出勤日数欄に「自9月21日、至10月20日」と記載されており、請求期間②における勤務及び給与の支給が確認できない上、当該期間以降において、C社における請求者の勤務及び給与の支給を確認できる資料は無い。

さらに、C社の商業登記簿謄本によると、同社は既に解散しており、解散時の代表取締役の所在も確認できないことから、請求者の勤務実態等に係る資料を得ることができない。

3 請求期間③について、雇用保険被保険者記録により、請求者はD社に昭和46年7月1日から継続して勤務していたことが確認できる。

また、請求期間③当時のD社の取締役が提出した失業保険適用事業所設置届（事業主控）によると、同社は、昭和46年7月14日に、同年7月1日付けで失業保険（現在は雇用保険）の適用事業所に該当した旨の届出をE公共職業安定所長に対し行ったことが確認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、D社は、昭和46年9月1日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当した旨の届出をF社会保険事務所長に対し行ったことが確認できる。

また、前述の取締役が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、昭和46年9月1日であることが確認でき、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における請求者の被保険者資格取得年月日（昭和46年9月1日）と一致する。

さらに、前述の失業保険適用事業所設置届（事業主控）によれば、当該届出時点（昭和46年7月14日）におけるD社の賃金締切日は31日、支払日が翌月8日と記載されていることから、請求者が所持する給与明細書（8月分）に係る給与は、同社が請求者に対し昭和46年8月1日から同年同月31日までの期間を対象とし、同年9月8日に支給したものと考えられるが、当該給与明細書に記載された健康保険及び厚生年金保険料の額は、前述の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、F社会保険事務所長が、事業主に通知した昭和46年9月1日からの健康保険及び厚生年金保険の標準報酬月額に基づく保険料額であり、昭和46年9月分の厚生年金保険料として控除された可能性が否定できない上、請求期間③当時のD社の事業主は、既に死亡しており、後継事業所の事業主は、D社に係る資料は無く不明であると回答していることから、前述の保険料が昭和46年8月分に係る厚生年金保険料として控除されていることを確認できない。

4 このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。